

第二十二号の二様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・令2内府令75・一部改正)

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

発行登録追補書類

【提出書類】

関東財務局長

【提出先】

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(1)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の名称】

【発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態】(2)

【今回の募集(売出)金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

(1) 【提出日】

(2) 【効力発生日】

(3) 【有効期限】

(4) 【発行登録番号】

(5) 【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集(売出)実績】(5)

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			減額総額(円)	

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額)

円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	償還年月日	償還金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)			償還総額(円)		減額総額(円)	

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) _____ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(6) _____ 名称
 _____ (所在地)

第一部【証券情報】

第1【外国特定社債(短期外債を除く。)]

- 1【銘柄】
 - 2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
 - 3【券面総額】
 - 4【各外国特定社債の金額】
 - 5【発行(売出)価額の総額】
 - 6【発行(売出)価格】
 - 7【利率】
 - 8【利払日及び利息支払の方法】
 - 9【償還期限及び償還の方法】
 - 10【募集の方法】
 - 11【申込証拠金】
 - 12【申込期間及び申込取扱場所】
 - 13【払込期日及び払込取扱場所】
 - 14【引受け等の概要】
 - 15【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】
 - 16【振替機関に関する事項】
 - 17【保管に関する事項】
 - 18【その他】
- 【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】
- 19【外国新優先出資引受権の内容】
 - 20【外国新優先出資引受権の行使期間】
 - 21【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】
 - 22【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

23【代用払込みに関する事項】

24【その他】

第2【外国特定優先出資証券】

1【種類】

2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【額面金額】

4【発行数】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【資本組入額の総額】

8【資本組入額】

9【外国優先出資の内容】

10【配当の方法】

11【募集の方法】

12【申込証拠金】

13【申込期間及び申込取扱場所】

14【払込期日及び払込取扱場所】

15【引受け等の概要】

16【その他】

第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4【手取金の使途】

第二部【参照情報】(7)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

日) 年 月 日関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日(年 月 日)までに、外国会社臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】(8)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの((5)b(d)において「外国特定社債券」という。)、特定優先出資証券の性質を有するものの別等)を記載すること。

(3) 今回の募集(売出)金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

- a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
- b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
- c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

- a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b(c)において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。
- b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、a(a)に準じて記載すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。
 - (d) 今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が外国特

定社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国特定社債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国特定社債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 参照情報

- a 臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(8) 参照書類の補完情報

- a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
- b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。